

I 法人にかかる税制 改正のポイント

1 賃上げ・生産性向上のための税制

企業が自己の収益を生産性向上のための設備投資や人材投資に振り向け、持続的な賃上げが可能となる環境を作り出すことが、成長と分配の好循環を生み出すためには重要であるとの観点から、十分な賃上げや国内設備投資を行った企業について、税額控除の上乗せ措置が講じられました。

一方で所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資をほとんど行っていない大企業については、研究開発税制等の生産性の向上に関連する税額控除の適用が行われないことになりました。これらは、平成30年（2018年）4月1日から3年間の時限措置です。なお、所得税については、平成31年（2019年）から3年間の措置となります。

(1) 所得拡大促進税制の改組 （措法42の12の5、地法附8、9）

改正前の所得拡大促進税制（雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度）は、青色申告法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、適用対象年度の給与等支給額などに基づく一定の要件を満たすときに、税額控除が認められるというものでした。この制度について、給与等支給額に関する要件が簡素化された上で、国内設備投資の要件が追加される措置が講じられ、「賃上げ及び投資促進に係る税制」（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度）に改組されました（所得税も同様（措法10の5の4））。

賃上げ及び投資促進に係る税制の概要

対 象 法 人	青色申告書を提出する法人		
対 象 期 間 等	平成30年（2018年）4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度は適用対象外）		
適 用 要 件	国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、次の①及び②の要件を満たすとき		
	①	$\frac{\text{当期の継続雇用者給与等支給総額} - \text{前期の継続雇用者給与等支給総額}}{\text{前期の継続雇用者給与等支給総額}} \geq 3\%$	
	②	$\text{当期の国内設備投資額} \geq \text{当期の減価償却費の総額} \times 90\%$	
税 額 控 除	対 象 額	通常	給与等支給増加額 × 15%
		拡充措置	$\frac{\text{当期の教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$ であるときは、通常の場合に代えて 給与等支給増加額 × 20%
	限 度 額	控除税額は、当期の法人税額の20%が上限	

【改組前】

適用要件 (①～③を満たすこと)

①	$\frac{\text{当期の給与等支給総額} - \text{平成24年度の給与等支給総額}}{\text{平成24年度の給与等支給総額}} \geq 5\%$ (平成29年度の場合)
②	当期の給与等支給総額 ≥ 前期の給与等支給総額
③	$\frac{\text{当期の平均給与等支給額} - \text{前期の平均給与等支給額}}{\text{前期の平均給与等支給額}} \geq 2\%$

税額控除

給与等支給総額の $\text{平成24年度からの増加額} \times 10\%$ + $\text{前期からの増加額} \times 2\%$
(当期の法人税額の10%が上限)

- 継続雇用者給与等支給額（適用要件判定の要素）**…継続雇用者（前期の期首から当期の期末までの全ての月で給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者）に支払った給与等の総額
- 給与等支給増加額（税額控除対象額計算の要素）**…原則として、当期の雇用者給与等支給額から前期の雇用者給与等支給額を控除した金額（「雇用者」は継続雇用者に限定されません）
- 教育訓練費**…国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で教育訓練等を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の一定のもの
- 比較教育訓練費の額**…前期及び前々期の損金の額に算入される教育訓練費の額の年平均額
- 国内設備投資額**…法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で当期末において有するものの取得価額の合計額
- 減価償却費の総額**…その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額（前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）

地方税

- 法人事業税で外形標準課税が適用される大会社については、要件を満たせば、給与等支給増加額のうち一定金額を付加価値割の課税標準から控除することができます。
- 法人住民税法人税割の課税標準

大会社	中小企業者等
賃上げ及び投資促進に係る税制の適用前の税額	中小企業者等の賃上げ及び投資促進に係る税制の 適用後 の税額

実務上のポイント

- ◎ 要件判定の基礎となる「継続雇用者」の範囲が狭まり、前期と当期を通して給与等の支給がある者だけが対象となりました。つまり、中途入社や中途退社したものは「継続雇用者」に含みません。
- ◎ 改組前の適用要件②「当期の給与等支給総額 \geq 前期の給与等支給総額」の判定

要件は、改組後、廃止されたとされています。しかし、給与等支給増加額の金額がプラス（「当期の給与等支給総額＞前期の給与等支給総額」）でなければ控除税額が算出されませんので、事実上の要件ということもできます。

(2) 中小企業における所得拡大促進税制の改組 (措法42の12の5②、地法附8)

中小企業については、上記(1)と選択可能な次の措置が設けられました（所得税も同様（措法10の5の4②））。

「賃上げ及び投資促進に係る税制」の概要（中小企業向け）

対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等	
対象期間等	平成30年（2018年）4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度は対象外）	
適用要件	国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、次の要件を満たすとき $\frac{\text{当期の継続雇用者給与等支給額} - \text{前期の継続雇用者給与等支給額}}{\text{前期の継続雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$	
税額控除 上記(1)の制度との選択	対象額	通常 給与等支給増加額 × 15%
	拡充措置	次の①及び②の要件を満たすときは、通常の場合に代えて 給与等支給増加額 × 25%
	限度額	控除税額は、当期の法人税額の20%が上限

拡充措置の適用要件

①	$\frac{\text{当期の継続雇用者給与等支給額} - \text{前期の継続雇用者給与等支給額}}{\text{前期の継続雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$				
②	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td> $\frac{\text{当期の教育訓練費の額} - \text{前期の教育訓練費の額}}{\text{前期の教育訓練費の額}} \geq 10\%$ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして一定の証明がされたこと。</td> </tr> </table>	イ	$\frac{\text{当期の教育訓練費の額} - \text{前期の教育訓練費の額}}{\text{前期の教育訓練費の額}} \geq 10\%$	ロ	その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして一定の証明がされたこと。
イ	$\frac{\text{当期の教育訓練費の額} - \text{前期の教育訓練費の額}}{\text{前期の教育訓練費の額}} \geq 10\%$				
ロ	その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして一定の証明がされたこと。				

【改組前】

適用要件 (①～③を満たすこと)

①	$\frac{\text{当期の給与等支給総額} - \text{平成24年度の給与等支給総額}}{\text{平成24年度の給与等支給総額}} \geq 3\%$ <p style="text-align: right;">(平成29年度の場合)</p>
②	当期の給与等支給総額 \geq 前期の給与等支給総額
③	当期の平均給与等支給総額 $>$ 前期の平均給与等支給総額

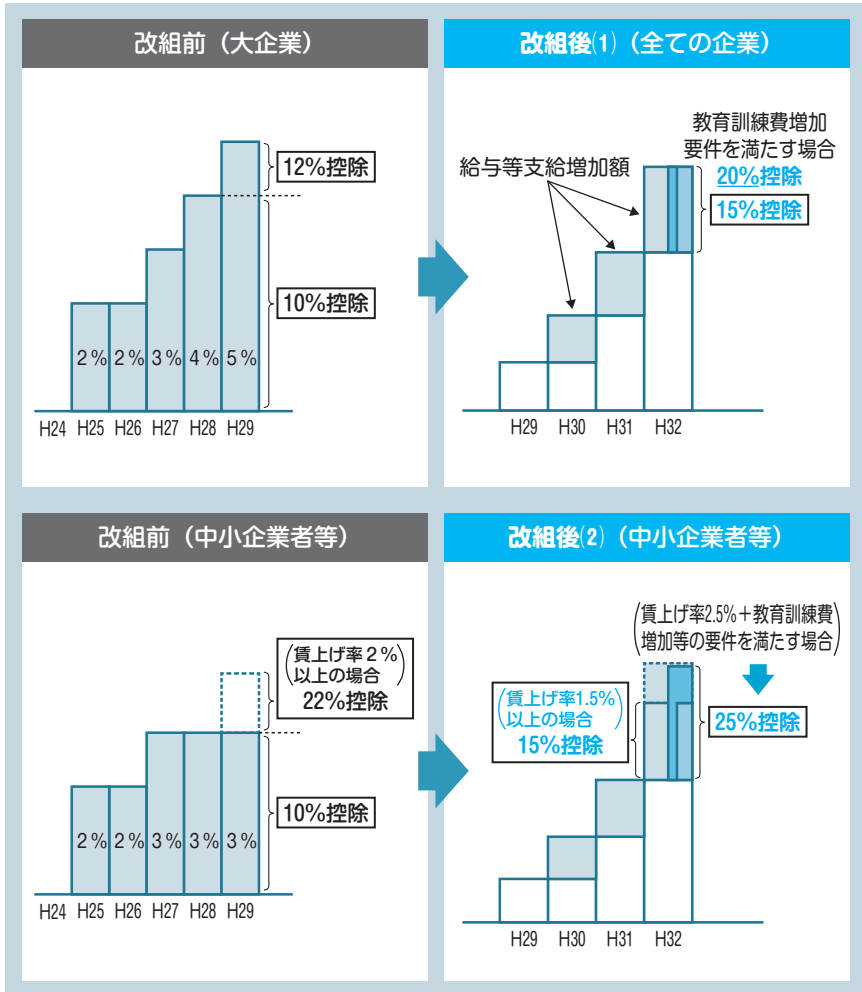
税額控除

$$\text{給与等支給総額の} \left[\text{平成24年度からの増加額} \times 10\% + \text{前期からの増加額} \times 12\% \right]^{\ast}$$

※ 上乗せの適用要件：
$$\frac{\text{当期の平均給与等支給額} - \text{前期の平均給与等支給額}}{\text{前期の平均給与等支給額}} \geq 2\%$$

(当期の法人税額の20%が上限)

まとめ (イメージ図)



(財務省資料を加工)

改組後の要件等

区 分	大 法 人	中 小 法 人
要 件 (原則)	①継続雇用者給与等支給額が前期より3%以上増加 ②当期の国内の設備投資額が当期の減価償却費の90%以上	①継続雇用者給与等支給額が前期より1.5%以上増加
上乗せ措置 を受けるための追加等 要件	③当期の教育訓練費が「前期・前々期の平均」の1.2倍以上 (追加要件)	(②と③の両方を満たすこと) ②継続雇用者給与等支給額が前期より2.5%以上増加 (①の代替要件) ③次のイ・ロのいずれかを満たすこと (追加要件) イ 教育訓練費が「前期」の1.1倍以上 ロ 中小企業等経営強化法の認定に係る計画における経営力向上の証明
税額控除額	①②を満たす (原則) 前期からの給与等支給増加額の15%	①を満たす (原則) 前期からの給与等支給増加額の15%
	①②③を満たす (上乗せ後) 前期からの給与等支給増加額の20% (原則15%+上乗せ5%)	②③を満たす (上乗せ後) 前期からの給与等支給増加額の25% (原則15%+上乗せ10%)
限 度 額	法人税額の20%	法人税額の20%

実務上の留意点

- 対象法人の「中小企業者等」とは、中小企業者又は農業協同組合等をいいます。ただし、平成31年（2019年）4月1日以後に開始する事業年度については、大法人並みの所得を得ている中小企業の適用除外措置があります。ご留意ください（26ページの「昨年度改正項目のおさらい」参照）。

(3) 情報連携投資等の促進に係る税制の創設 (措法42の12の6、地法附8)

企業内外のデータを連携・高度活用することにより生産性の向上を図る等、一定の要件を満たす情報連携投資について、特別償却又は税額控除ができる「情報連携投資等の促進に係る税制」(革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除)が創設されました(所得税も同様(措法10の5の5))。

概要

対象法人	青色申告書を提出する法人で、生産性向上特別措置法第29条に規定する認定革新的データ産業活用事業者
対象期間等	同特別措置法の施行の日から平成33年(2021年)3月31日までの間に対象設備を取得等して事業の用に供したとき

計画認定の要件**① データ連携・利活用の内容**

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携

② セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家(登録セキュリティスペ等)が担保

③ 生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

- ・労働生産性：年平均伸率2%以上
- ・投資利益率：年平均15%以上

課税の特例の内容

➤ 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア	30%	3% (法人税額の15%を限度)
器具備品		5%* (法人税額の20%を限度)
機械装置		

対象設備の例

データ収集機器(センサー等)、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム(サーバ、AI、ソフトウェア等)、サイバーセキュリティ対策製品等

最低投資合計額：5,000万円

※ 計画の認定に加え、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 \geq 3%を満たした場合。

(経済産業省資料を加工)

実務上の留意点

- 大規模な投資（5,000万円以上）が対象です。
- 法人住民税法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等については、特別償却又は税額控除の適用を受けた額とされ、中小企業者等以外については、特別償却の適用を受けた額とする特例措置が講じられました。

また、法人事業税の所得割の課税標準である所得額については、法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定されることから、特別償却の適用を受けた額とされます（下表）。

	大 会 社	中小企業者等
法人住民税法人税割の課税標準	特別償却の適用後	特別償却 又は 税額控除の適用後
法人事業税所得割の課税標準	特別償却の適用後	特別償却の適用後

(4) 租税特別措置の適用要件の見直し（措法42の13⑥）

所得が増加しているにもかかわらず、賃上げと国内設備投資のいずれもほとんど行っていない大企業について、研究開発税制等、生産性の向上に関連する税額控除の適用が行われないことになりました（所得税も同様（措法10の6⑤））。

租税特別措置の適用要件の見直しの概要（法人）

対 象 法 人	大企業（中小企業者（適用除外事業者（26ページ参照）に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人）				
対 象 期 間 等	平成30年（2018年）4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの間に開始する各事業年度				
本 措 置 の 適 用 要 件	<p>次の①及び②の要件のいずれにも該当しない場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>当期の継続雇用者給与等支給額 > 前期の継続雇用者給与等支給額</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当期の国内設備投資額 > 当期の減価償却費の総額 × 10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) いずれかに該当すれば下記イ～ハは適用できるということです。</p>	①	当期の継続雇用者給与等支給額 > 前期の継続雇用者給与等支給額	②	当期の国内設備投資額 > 当期の減価償却費の総額 × 10%
①	当期の継続雇用者給与等支給額 > 前期の継続雇用者給与等支給額				
②	当期の国内設備投資額 > 当期の減価償却費の総額 × 10%				

適用できなくなる税額控除	その事業年度については、次のイから八までの税額控除を適用できない。ただし、その所得の金額が前期の所得の金額以下の一定の事業年度（設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度を除く。）にあつては、対象外	
	イ	研究開発税制（試験研究を行った場合の税額控除制度）
	□	地域未来投資促進税制（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）
	八	情報連携投資等の促進に係る税制（上記③）

実務上の留意点

- 当期の継続雇用者給与等支給額及び前期の継続雇用者給与等支給額の計算の基礎となる継続雇用者が不在の場合には上記①の要件は満たすものとして扱われます。
- 原則として、所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には、この税額控除不適用の措置は対象外（税額控除の適用あり）です。

2 中小企業の設備投資の支援

地域の中小企業による設備投資の促進に向けた3年間の時限措置として、機械設備等に係る固定資産税の軽減措置が講じられました（地法附15⑦）。

中小企業の設備投資の支援の概要

対象となる設備投資	生産性向上特別措置法の制定を前提に、市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であつて、生産、販売活動等の用に直接供されるものの取得
対象期間等	同特別措置法の施行の日から平成33年（2021年）3月31日までの間

固定資産税の軽減	<p>軽減期間：最初の3年間</p> <p>課税標準：価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</p>
----------	---

○一定の機械・装置等…次の全てを満たすもの

①	旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの		
②	次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であり、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの		
			販売開始時期
	イ	機械・装置	10年以内
	ロ	測定工具及び検査工具	5年以内
	ハ	器具・備品	6年以内
ニ	建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）	14年以内	60万円

この特例措置の創設に伴い、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準を最初3年間・2分の1）（地法附15^㉔）は、平成31年（2019年）3月31日の適用期限をもって廃止されます。

実務上のポイント

この制度の対象となる「中小企業者等」とは、次の法人又は個人をいいます。ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除きます。

①	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
②	資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
③	常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

3 競争力強化のための税制措置

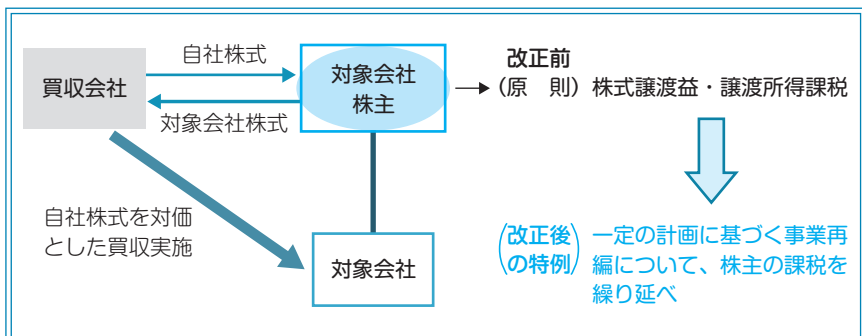
諸外国の大型買収案件などでは、自己株式等を対価とする事業買収の方法が一般的に用いられていますが、日本では、買収される側の譲渡損益課税がネックとなっています。そこで、大規模かつ迅速な事業再編を強力に押し進めていく観点から、自己株式を対価とした公開買付けなど、任意の株式の交換について、交換に応じた株主に対する譲渡損益課税の繰延措置が講じられました。

また、多段階型再編等多様な手法による事業再編の円滑な実施を可能とするため、組織再編税制の適格要件が見直されました。

(1) 自社株式を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置の創設 (措法66の2の2)

事業再編の対象となる会社の株主が、その有する株式（出資を含みます。）を譲渡し、認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとされました。

これは、産業競争力強化法の改正を前提に、同法の特別事業再編計画の認定を同法の改正法の施行の日から平成33年（2021年）3月31日までの間に受けた事業者（買収する側の会社）の行ったその認定特別事業再編計画に基づく産業競争力強化法の認定特別事業再編が対象です（所得税も同様（措法37の13の3））。

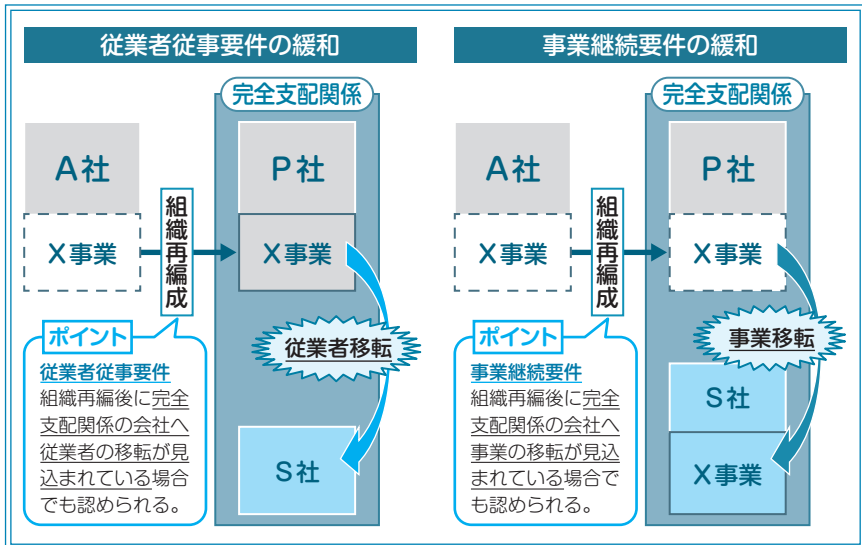


(財務省資料を加工)

(2) 組織再編税制における適格要件の緩和 (法第22条の八)

昨年度、企業の機動的な事業再編促進のための組織再編税制に関する税制改正が行われましたが、今年度は、適格株式分配による組織再編の準備のためのグループ内再編（多段階型再編）が非適格とならないように完全支配関係の継続要件が緩和されました。また、組織再編成の後にグループ内でさらに従業員又は事業の移転が見込まれているケースでも適格要件を満たすようにするため、従業員従事要件及び事業継続要件が緩和される等の見直しも行われました。

概要図



(経済産業省資料より)

適用関係

(2)の改正は、平成30年（2018年）4月1日以後行われる合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転について適用され、同日前に行われた合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転については、なお従前の例によります（改所法等附1、20）。

4 その他の租税特別措置

(1) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（新設）（措法42の5）

工場等での大規模な省エネ投資や複数事業者が連携して行う物流システム効率化のための投資に対する支援が拡充されました（所得税も同様（措法10の2））。

適用要件	対象期間内に高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合 ※ 補助金等の交付を受けて取得等をしたものは対象外		
特別償却 ・ 税額控除	特別償却		税額控除 (中小企業者等のみ)
	その取得価額 × 30%	選 択	その取得価額 × 7% ※ 当期の法人税額の20%が限度

適用対象法人は、青色申告法人で、次の①～③の各特定事業者について、それぞれ適用対象設備及び対象期間等が定められました。

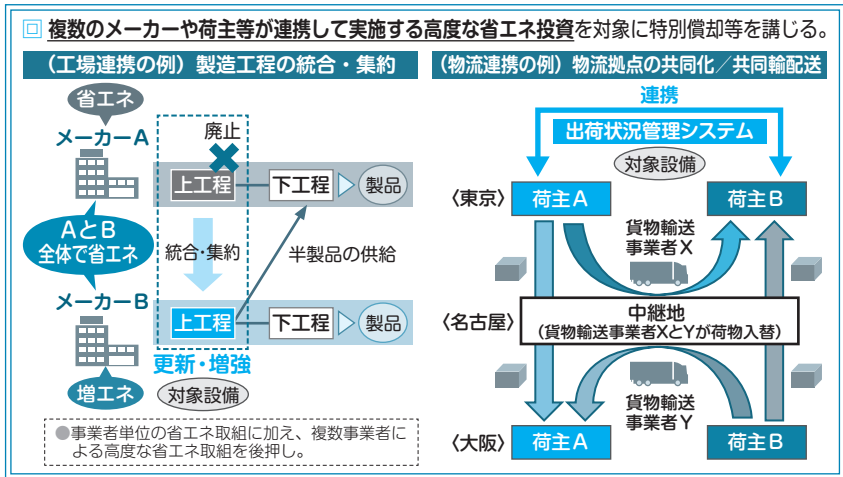
	特定事業者（青色申告書を提出する法人）	高度省エネルギー増進設備等	対象期間等
①	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の特定事業者又は特定連鎖化事業者	主務大臣に提出された計画において設置するものとして記載されたエネルギーの使用の合理化のための機械その他の減価償却資産 ^(注) でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高い一定のもの	平成30年（2018年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日までの期間

②	改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の認定を受けた工場等を設置している者	その認定に係る連携省エネルギー計画に記載された連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの合理化に資する一定のもの	
③	改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の認定を受けた荷主	その認定に係る荷主連携省エネルギー計画に記載された荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの合理化に資する一定のもの	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から平成32年（2020年）3月31日までの期間

(注) 機械その他の減価償却資産…機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物及びソフトウェア

実務上のポイント

- ◎ 連携省エネルギーの例としては、工場連携や物流連携があります。



(経済産業省資料より)

- ◎ 本制度は、大法人並みの所得を得ている中小企業の適用除外措置があります。ご注意ください (26ページの「昨年度改正項目のおさらい」参照)。

(2) 再生可能エネルギー発電設備等の取得等をした場合の特別償却制度（新設）（措法43）

再生可能エネルギーの固定価格買取制度からの自立化や長期安定発電を促進するため、これに大きく貢献する先進的な設備の導入に対する支援が整備されました（所得税も同様（措法11））。

対 象 法 人	青色申告書を提出する法人
対 象 期 間	平成30年（2018年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日までの間
適 用 要 件	再生可能エネルギー発電設備等（注）の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合 ※ 電気事業法の一般送配電事業者に該当する法人等が取得等をしたもの及び補助金等の交付を受けて取得等をしたものは対象外
特 別 償 却	取得価額 × 20%

（注）再生可能エネルギー発電設備等…エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の非化石エネルギー源の利用に資する一定のもの。

(3) 企業主導型保育施設用資産の取得等に係る割増償却（新設）（措法47）

事業所内保育施設の整備を行う際の企業の設備投資の負担軽減等を図るため、施設等を設置する企業に対する割増償却の制度が創設されました（所得税も同様（措法13の3））。

対 象 法 人	青色申告書を提出する法人
対 象 期 間	平成30年（2018年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日までの間
適 用 要 件	企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合
割 増 償 却	適用期間：3年間 割増償却：12%（建物等及び構築物については、15%）

- 企業主導型保育施設用資産**…事業所内保育施設の新設又は増設とともに幼児遊戯用構築物等の取得等をする場合で、かつ、その事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の助成金を受ける場合におけるその事業所内保育施設を構成する建物等及びその幼児遊戯用構築物等
- 幼児遊戯用構築物等**…保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具、家具及び防犯設備

5 税務手続の電子化等の推進

生産性向上の推進や官民あわせたコスト削減の観点から、資本金1億円超の大企業について、法人税、消費税、地方法人税等の電子申告が義務化されました。また、これにあわせ、企業の電子申告の利便性向上に資するよう、電子申告にかかる制度及び運用が整備されました。

(1) 大企業の電子申告義務化

(税法75の3、75の4、地方法人税法19の2、19の3、消法46の2、46の3、措法68の4、地法53⑥、72の32、72の89の2、321の8④~⑥、地法附9の5)

大法人は、以下の申告書等について、電子申告等の方法で提出することが義務化されました。

ここでいう「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいいます。消費税等については、これに国及び地方公共団体を加えたものをいいます。

電 子 化	対象となる申告書	法人税・ 地方法人税	消費税・ 地方消費税	道府県民税・ 市町村民税・ 法人事業税
	申告書の提出方法	e-Tax	e-Tax	eLTAX
	添付書類の提出方法	e-Tax又は 光ディスク	e-Tax	eLTAX

適用関係

(改所法等附31、42、45、102、改地法等附1七、5)

- ① 法人税等 → 平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度
消費税等 → 平成32年(2020年)4月1日以後に開始する課税期間
- ② 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、申告書及び添付書類を書面により提出できることとされました。

なお、電気通信回線の故障等一定の理由以外の理由により電子申告がされない場合には、原則として無申告・不申告として取り扱うこととされました。

(2) 電子化促進のための環境整備

①	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例など一定の特例の適用を受ける際に確定申告書等に添付することとされている第三者作成書類については、平成30年(2018年)4月1日以後終了する事業年度から、添付することに代えて保存することにより制度の適用が認められるようになりました(措法64他、改所法等附1、97)(書面申告も同様)。
②	平成30年(2018年)4月1日以後、e-Taxによる申請等と併せてスキャナ等により作成された電磁的記録(いわゆる「イメージデータ」)を送信する添付書面等について、一定の解像度及び階調の要件を付した上で、税務署長によるその添付書面等の提示を求める措置が廃止されました。
③	法人税、地方法人税、復興特別法人税(廃止中)、法人事業税及び地方法人特別税等の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度が平成30年(2018年)4月1日以後終了する事業年度から廃止されました(旧法151、161、旧地方法人税法30、35、旧復興財確法60、66、改所法等附1、41、42、126、旧地法72の35、72の36、旧地方法人特別税等に関する暫定措置法21、30、改地法等附1、6、38)。
④	平成30年(2018年)4月1日以後、e-Tax、eLTAXにより法人が行う申請等について、その法人の代表者から委任を受けた者(その法人の役員及び職員に限ります。)の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を送信する場合には、その代表者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととされました。

⑤

平成31年（2019年）4月1日以後、その他法人税及び地方法人税の申告手続について、別表（明細記載を要する部分に限ります。）、財務諸表及び勘定科目内訳明細書に係るデータ形式の柔軟化、勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化等を図ることと合わせ、e-Taxの送信容量の拡大など運用上の対応を行うこととするほか、所要の措置が講じられます。

実務上のポイント

- ◎ 改正前の運用上の取扱いを踏まえ、期限内に申告書の主要な部分がe-Tax等で提出された場合には無申告加算税は課されない取扱いとなります。そして、申告書の主要な部分以外の書類の電子提出のあり方については、施行後の電子的な提出状況等を踏まえて検討することとされています。
- ◎ 上記②に関して、紙原本の保存が不要となります。
- ◎ 上記③に関して、代表者の記名押印制度となります（書面申告も同様）。

6 その他

(1) 租税特別措置の適用期限の延長等

①	倉庫用建物等の割増償却制度（措法48）	平成32年（2020年）3月31日までに取得等・事業供用分まで2年延長（所得税も同様（措法15））
②	交際費等の損金不算入制度（措法61の4）	平成32年（2020年）3月31日までの間に開始する事業年度まで2年延長（接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限も同様）
③	中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置（措法66の13）	平成32年（2020年）3月31日までの間に終了する事業年度まで2年延長（設備廃棄等欠損金額の特例の適用期限も同様）

④	<p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (措法67の5)</p>	<p>平成32年(2020年)3月31日までに取得等・事業供用分まで2年延長(所得税も同様(措法28の2)) (注)平成31年(2019年)4月1日以後に開始する事業年度について、大法人並みの所得を得ている中小企業の適用除外措置が手当てされました。ご注意ください(26ページの「昨年度改正項目のおさらい」参照)。</p>
⑤	<p>障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度 (措法46)</p>	<p>平成32年(2020年)3月31日までの期間内の日を含む事業年度まで2年延長(所得税も同様(措法13))(平成30年(2018年)4月1日以後開始事業年度から基準雇用障害者数が20人以上であって、重度障害者割合が50%以上であることとの要件における重度障害者割合を55%以上に引上げ)(所得税は平成31年分(2019年分)から)(改所法等附1、67、86)</p>

(2) 租税特別措置の廃止・縮減

①	<p>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(環境関連投資促進税制)(旧措法42の5、改所法等附1、89)</p>	<p>適用期限(平成30年(2018年)3月31日までに取得等した分)で廃止(所得税も同様(旧措法10の2、改所法等附1、63))</p>
②	<p>特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)のうち同意雇用開発促進地域に係る措置(措法42の12、改所法等附1、91)</p>	<p>適用期限(原則平成30年(2018年)3月31日までの間に開始する事業年度)で廃止(所得税は平成30年分(2018年分)までで廃止(措法10の5、改所法等附1、64))</p>
③	<p>次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却制度(くろみん税制)(旧措法46の2、改所法等附1、94)</p>	<p>適用期限(平成30年(2018年)3月31日までの認定分)で廃止(所得税も同様(旧措法13の2、改所法等附1、67))</p>

(3) 法人税における収益の認識等についての措置

国際会計基準を踏まえた、「収益認識基準に関する会計基準（案）」が公表されたことを受け、法人税法上所要の措置が講じられました。なお、「収益認識に関する会計基準」は、平成30年（2018年）3月30日に正式に公表されました。

① 法令上の明確化（法法22の2他）

資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下「資産の販売等」）に係る収益認識について、条文が新設され法令上の明確化が図られました。

(a)	<p>益金の額…その資産の販売等につき原則として、その販売等をした資産の「引渡しの時における価額」又はその提供をした役務につき「通常得べき対価の額」に相当する金額とされました。</p> <p>ただし、販売等の対価の貸倒れ又はその資産の買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合の価額とし、値引き、値増し、割戻し等がある場合において一定の要件を満たすときは、客観的に見積もられた金額を収益の額から控除することができることとされました。また、一定の場合には資産の販売等に係る収益の額を実質的な取引の単位に区分して計上することも可能とされました。</p>
(b)	<p>益金の計上時期…資産の販売等に係る収益の額は、原則として目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することとされました。</p>
(c)	<p>資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って上記(b)の日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、上記(b)にかかわらず、その資産の販売等に係る収益の額は、原則としてその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することとされました。</p>



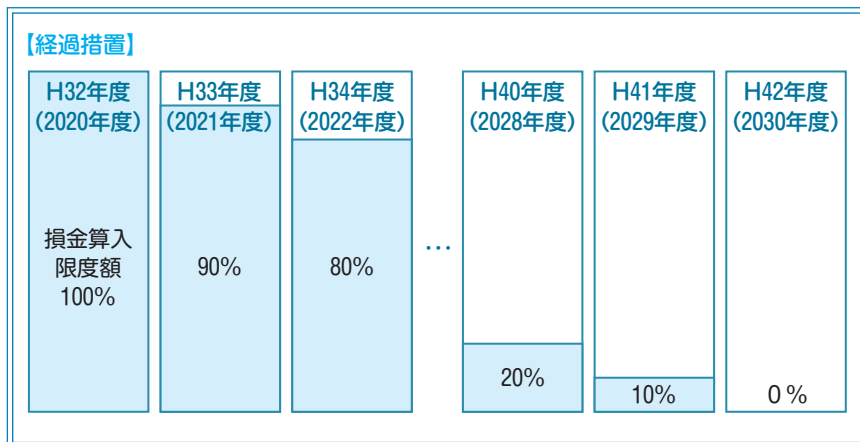
上記①の改正は、平成30年（2018年）4月1日以後終了する事業年度の所得に対する法人税について適用されます。（改所法等附1、19）

② 返品調整引当金の廃止（旧法法53、改所法等附1、19、25）

平成30年（2018年）4月1日以後終了する事業年度から、返品調整引当金制

度は廃止されました。なお、平成33年（2021年）3月31日までに開始する事業年度については改正前と同様の損金算入限度額を認めるとともに、それ以降、1年ごとに10分の1ずつ縮小した額の引当てを認める等の措置が講じられました（所得税も同様（旧所法53、改所法等附1、5））。

返品調整引当金の廃止に伴う経過措置



(経済産業省資料より)

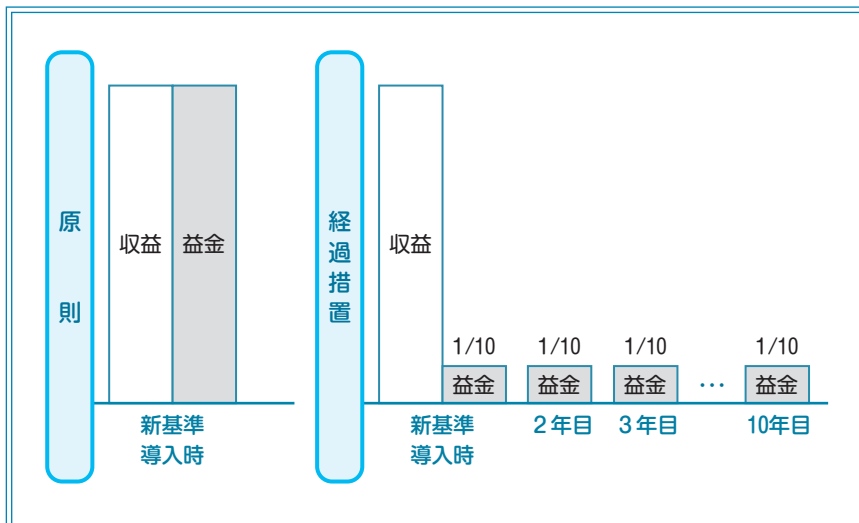
③ 長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の見直し（法63）

長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（延払基準により経理したときはその収益の額及び費用の額を益金の額及び損金の額に算入することができる特例）について、**対象となる資産の販売等がリース譲渡に限定**されました（所得税も同様（所法65））。

適用関係

上記③の改正は、平成30年（2018年）4月1日以後終了する事業年度の所得に対する法人税について適用されます。平成30年（2018年）4月1日前に長期割賦販売等に該当する資産の販売等（リース譲渡を除きます。）を行った法人等については、平成35年（2023年）3月31日までに開始する各事業年度について改正前の規定により収益の額及び費用の額を計算することができることとされます。また、平成30年（2018年）4月1日以後に終了する事業年度においてその計算をやめた場合の未計上収益額及び未計上費用額は10年均等で計上する等の経過措置が講じられました（改所法等附1、19、28）（所得税も同様（改所法等附1、8））。

長期割賦販売等における延払基準の見直しと経過措置



(経済産業省資料を一部加工)

実務上のポイント

- ◎ 改正前は、法人税や所得税において長期割賦販売等の延払基準が適用されていたときは、消費税においても任意にその基準を採用することができましたが、消費税における延払基準も同様に見直されました。(56ページ参照)
- ◎ 会計上の収益の認識と税法上の益金の計上時期の違いに留意が必要です。
- ◎ 返品調整引当金、延払基準の廃止は中小企業も対象です。

昨年度改正項目のおさらい

● 中小企業向け租税特別措置の適用除外措置

平成29年度の税制改正により、平成31年(2019年)4月1日以後に開始する事業年度については、中小企業向け租税特別措置について、大法人並みの所得を得ている中小企業の適用除外措置が創設されました。具体的には、前3事業年度の所得金額の平均が15億円を超える事業者(「適用除外事業者」)は「中小企業者等」の範囲から除外されます。

〈適用除外措置が手当てされた（される予定の）主な措置〉

改正年度	項目
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発税制のうち中小企業技術基盤強化税制（措法42の4③④） ● 中小企業等の貸倒引当金の特例のうち中小企業等の法定繰入率の適用に関する特例（措法57の9）
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度（措法42の5②）（17ページ参照） ● 賃上げ及び投資促進に係る税制（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（措法42の12の5②））（7ページ参照） ● 法人税の額から控除される特別税額控除額の特例（措法42の13⑥）（12ページ参照） ● 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措法67の5）（23ページ参照）
平成31年度 (2019年度) 以降(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業者等の軽減税率の特例（措法42の3の2） ● 中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の6）、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除（措法42の12の3）、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除（措法42の12の4）） <p>など</p>

なお、交際費等の損金不算入の中小企業特例（年800万円までの交際費支出全額損金算入可）（措法61の4②）については、本適用除外措置の対象とならない予定です。